平成２１年（フ）第３０３号
広島県福山市大門町大門775番地３
債務者　釜本　　清
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第９６１号
東京都東村山市恩多町２丁目15番地20
債務者　後藤　誠司
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４５０号
静岡県浜松市北区都田町7852番地の５　エバーグリーン壱番館123号
債務者　山本　康幸
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１６８８６号
東京都狛江市和泉本町３丁目23ー17　レジデンス2317―202
債務者　馬場　孝夫
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７０６０号
神奈川県川崎市川崎区藤崎４丁目11―11　大野荘
債務者　山崎恵理子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７１２７号
東京都八王子市館町1097―２―６―202
債務者　菅野なを子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７１２８号
東京都八王子市館町1097―２―６―202
債務者　菅野　義広
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４０９号
神奈川県相模原市すすきの町29番８号　ガーデンハイツＴＨ102
債務者　岡田　克枝
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第８４９号
東京都町田市山崎町2130番地山崎団地７―５―502
債務者　加藤登喜栄
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８５０号
東京都町田市山崎町2130番地山崎団地７―５―502
債務者　加藤　ルミ
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９５７号
東京都狛江市東和泉１丁目７番17―314号
債務者　多藤さやか（旧姓**朿**原）
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１６９４５号
東京都世田谷区若林２丁目12―２―101
債務者　鈴木　知子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６９４６号
神奈川県相模原市富士見５―２―18―305、住民票上の住所東京都杉並区成田東２丁目36―10　第３栗原荘
債務者　大田由美子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９１８号
東京都稲城市平尾１丁目29番地の２ホワイトメゾン201
債務者　桂田　慎也
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９４３号
東京都世田谷区鎌田４丁目16番14号玉川セブンマンション401
債務者　松本由香里
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９４６号
東京都町田市鶴間608番地１ラピス南町田202
債務者　神尾　明子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部